幼稚園に与薬を依頼する場合の注意事項

原則的には薬をお預かりし、与薬することはできません。ただし、やむを得ない場合に限り、保護者様に代わって 与薬しますが、慎重に対応していくために下記の事項についてご協力をお願いします。

- (1) 幼稚園で与薬する場合は、次の条件を満たすものに限らせていただきます。
 - ①「与薬依頼票」が提出され、記載内容に不備がない場合に限ります。 (薬剤情報提供書を添付)
 - ② 原則として病後のみ対応。慢性疾患の場合は園と十分な相談の上で、園が許可した場合に限ります。
 - ③ 薬は、その時の病気に対し、お子様の病気を診察した医師が処方したものに限ります。 保護者様の判断で持ってきた薬(市販薬、以前に病院で処方された薬・家族の薬、サプリメント等)は、 与薬できません。
 - ④ 薬は常温保管で良いものに限ります。なお、座薬の対応はできません。
- (2)病院で受診の際、幼稚園で与薬をしなくてもすむように、与薬時間や回数の調整が可能かを、医師に必ず聞いてください。登園前、降園後の与薬ですむばあいは、必ずご家庭でお願いします。
- (3) 与薬は保護者様からの「与薬依頼票」に基づいて対応します。与薬依頼票の各項目はすべてご記入下さい。 記入漏れがある場合は与薬せず、そのまま持たせます。

(記入漏れが原因での誤飲事故や、連絡がとれずに保育が中断してしまうことは避けたいと思います。ご理解下さい) また「与薬依頼票」には薬の処方の際もらう「薬剤情報提供書」を必ず添付して下さい。

- ※ 「薬剤情報提供書」とは、薬の説明が記載されている書類です。名称は病院ごと異なる場合がありますが 薬をもらう際には、薬の説明書が一緒に渡されています。その書類で結構です。(毎回返却・毎回提出)
- (4) 園で預かれる薬は1日1回分のみです。続く場合は毎回(日)「与薬依頼票」を提出して下さい。
- (5) 「せきがでたら…、発作が起こったら…、かゆい時…」というような、教職員が症状を判断して与薬行為をすることはできません。
 - ※現在まで園で対応させていただいている方で、やむをえず継続しなければならない場合はご相談下さい。

■ 園への薬の持たせ方(1日1回分のみ対応)

「与薬依頼票」 と「薬剤情報提供書」、そして次のように準備した薬を 、透明のビニール袋 (ジップロック式のビニール袋) に入れて、おたよりばさみに挟んで持たせて下さい。 また、連絡帳にも持たせた旨を必ず記載して下さい。

- (1) 粉剤や錠剤の場合 ▶「名前」を袋に明記(あるいは添付) ※1回分だけ
- (2)液(シロップ)の場合 ▶容器には1回分だけ入れ、「名前」を容器に明記(容器はコップの中に入れて可)
- (3) 外用薬の場合 ▶ 「名前」をチューブに明記(あるいは添付)※1回の量は与薬依頼票に記載